

司法試験合格者の減員を求める会長声明

第1 声明の趣旨

年間司法試験合格者数を1500名以下とし、早急に更なる減員を検討することを求める。

第2 声明の理由

1 法曹養成制度検討会議は、平成25年6月26日付法曹養成制度検討会議取りまとめの第2項「今後の法曹人口の在り方」において「法曹人口についての必要な調査を行うとともに、その結果を2年以内に公表すべき」と指摘した。また、政府は、同年7月16日付で法曹人口の在り方について「法曹としての質を維持することに留意しつつ」「あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。」との「法曹養成制度改革の推進について」と題する法曹養成制度関係閣僚会議決定を公表した。

2 しかしながら、訴訟事件数は、平成15年以降、ほぼ右肩下がりで減少し続けており、平成24年度は379万7945件（平成23年度405万9778件）と前年を大きく下回った。他方で、弁護士数は毎年約1500名もの増加を見ている。

また、弁護士一括登録日における未登録者数は、平成19年102人、平成20年122人、平成21年184人、平成22年258人、平成23年400人、平成24年には546人と急増し続けている。

この間の様々な実態調査で、司法試験合格者数2000人を必要とするような法曹に対する需要の拡大は見られず、需要に対応しない急激な法曹人口の増加が様々な弊害をもたらしていることが明らかとなっている。

3 他方で、法科大学院志願者数は毎年減少し続けており、平成25年度の入学者数は2698人にまで落ち込んだ。法科大学院の修了者割合も減少し続けており、平成17年度が92.6パーセントだったのが、平成23年度には68.7%になった。予備試験受験者数は増えているものの、予備試験合格者数を大量に出さない限り、司法試験を受験する資格を有する法曹志願者全体の数が減少し続けることは明白である。このように法曹志願者数が減る中で、司法試験の合格者数を約2000人とし続けるとすれば、法曹の質が低下することは必至である。

また弁護士の就職難は、オン・ザ・ジョブトレーニングの機会に恵まれない弁護士が急増していることを意味する。弁護士が、その職務を果たすべく

技能習得を図るには机上で学ぶだけでは足りず、実際の事件を通じた責任ある立場で先輩弁護士から教育されることが極めて重要である。しかし、需要をはるかに超えた司法試験合格者数を輩出していることから、オン・ザ・ジョブトレーニングの機会は失われつつある。

さらに司法試験合格者数の急増に伴い、司法修習期間が短縮される等法曹養成の中身は希薄化し、空洞化している。

言うまでもなく、法曹の職責は、社会正義の実現であり、基本的人権の擁護である。司法制度は人権の最後の砦である。しかるに、法曹の質の低下は、国民の人権擁護に直結する極めて重大な問題である。

- 4 これまでにも総務省、法務省、文部科学省、日弁連、司法制度改革審議会等々各種団体等が実施した統計結果は既に出尽くしており、今後2年間もの長期間をかけて実施される法曹人口問題についての調査結果を待つまでもなく、司法試験合格者数が多すぎることは明白である。これ以上法曹人口問題を先送りすることは許されない。当面、未登録者解消のために年間司法試験合格者数を1500名以下とし、その上で段階的に更に減員することを検討することが求められる。

よって、本声明を公表するものである。

平成25年11月8日

群馬弁護士会

会 長 小 磯 正 康